

平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 43 号  
工学研究科MEMS デバイス開発支援センター規程

(設置)

第 1 条 学内及び学外における微小電気機械システム（以下「MEMS」という。）デバイス開発を支援するため、兵庫県立大学大学院工学研究科に、MEMS デバイス開発支援センター（以下「センター」という。）を置く。

(設置期間)

第 2 条 センターの設置期間は、平成 35 年 3 月 31 日までとする。

(業務)

第 3 条 センターは、MEMS 関連のデバイス試作、設計、評価に関する研究を支援するため、次に関する業務を行う。

- (1) マイクロデバイスの構造設計、プロセス設計に関する技術相談に関すること
- (2) 試作評価装置の開放と技術指導に関すること
- (3) 依頼試作に関すること
- (4) マイクロデバイス関連の学生教育に関する業務に関すること
- (5) 試作装置の維持及び管理に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関すること

(組織等)

第 4 条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター教員
- (4) 技術員

- 2 センターに別に定める支援グループを置く。
- 3 センター長は、センターの業務を掌理し、センターを代表する。
- 4 センター長は、工学研究科教授会において選出する。ただし、設立当初のセンター長は、工学研究科長が指名する。
- 5 センター長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。
- 6 センター長は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行わなければならない。
- 7 センター長に事故があるとき、又はセンター長が欠けたときは、副センター長が、その職務を代理する。

(運営委員会)

第 5 条 センターの運営を円滑に行うため、センター運営委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事務)

第 6 条 委員会は、研究センターの運営に関し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの組織に関すること
- (2) センターの人事に関すること
- (3) センターの施設整備に関すること

- (4) センターの教育研究連携に関すること
- (5) センターの経理に関すること
- (6) その他センターの運営に必要な事項に関すること

(委員会の組織)

第7条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センターの各支援グループから選ばれた委員
- (4) 姫路工学キャンパス経営部長
- (5) その他センター長が必要と認めた者

(任期)

第8条 前条第2号、第3号に定める委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第9条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、センター長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第10条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集する。

- 2 会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 4 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 5 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(センター及び委員会の庶務)

第11条 センター及び委員会の庶務は、総務課で行う。

(規程の改正)

第12条 この規程の改正は、工学研究科教授会の議決による。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、センター及び委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成 30 年 1 月 17 日一部改正）

(施行期日)

1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(この規定の失効)

2 この規定は、平成 35 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。